

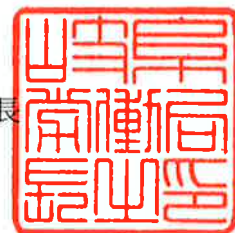
令和 2 年 7 月 9 日

人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）支給決定通知書

社会福祉法人 大東福祉会

殿

岐阜労働局長



令和 2 年 3 月 6 日付けで申請を受け付けた人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）について、下記のとおり支給とすることに決定しましたので通知します。

記

1 助成金 助成金支給番号 0239-0013763-9 助成金名称 人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）	
2 対象事業主／対象事業所 事業所番号 2102-104882-6 社会福祉法人 大東福祉会	
3 支給決定金額	5,840 円 経費助成追加分 5,840円
4 振込先金融機関口座	金融機関名 大垣共立銀行 本店営業部 預貯金種別 普通 預貯金口座番号 00000*****241 口座名義 社会福祉法人大東福祉会
5 備 考	

1. 「不正行為により助成金の支給を受けた場合」、「助成金の支給すべき額を超えて支給を受けた場合」、「支給の目的に違反した場合」のいずれかに該当した場合は、人材開発支援助成金の返還を求めます。
 2. 助成金の支給に関しては、当労働局長が必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
 3. 本支給決定に係る関係申請書類は、支給決定の翌年度から 5 年間保存しておいてください。
 4. 人材開発支援助成金は、政治資金規正法第22条の3 第1 項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断しています。
- ※寄附制限の例外に該当しない場合、当該助成金等交付の決定通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。